

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

			資料番号	12	担当課	医療対策課
法令名	柔道整復師法	根拠条項	22	不利益処分の種類	施術所の使用制限、使用禁止命令	
柔道整復師法 (昭和四十五年四月十四日法律第十九号) (使用制限等) 第二十二條 都道府県知事は、施術所の構造設備が第二十条第一項の基準に適合していないと認めるとき、又は施術所につき同条第二項の衛生上の措置が講じられていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、当該施術所の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は当該構造設備を改善し、若しくは当該衛生上の措置を講ずべき旨を命ずることができる。 (施術所の構造設備等) 第二十条 施術所の構造設備は、厚生労働省令で定める基準に適合したものでなければならない。 2 施術所の開設者は、当該施術所につき、厚生労働省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。						
柔道整復師法施行規則 (平成二年三月二十九日厚生省令第二十号) (施術所の構造設備基準) 第十八条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 六・六平方メートル以上の専用の施術室を有すること。 二 三・三平方メートル以上の待合室を有すること。 三 施術室は、室面積の七分の一以上に相当する部分を外気に開放し得ること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。 四 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。 (衛生上必要な措置) 第十九条 法第二十条第二項の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。 一 常に清潔に保つこと。 二 採光、照明及び換気を十分にすること。						